

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 26

[事務局]

稚内市消費者センター

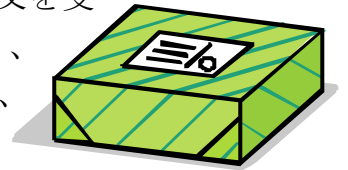
稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

消費者トラブルが増加しています

稚内市消費者センターでは、「知らない事業者から『以前注文を受けた商品（健康食品、サプリメントなど）を送る』と電話があり、注文した覚えがないので断ったにもかかわらず、商品が届き、代金を支払ってしまった。どうしたらいいだろうか。」といった内容の相談が増加しています。



この様な相談は全国的にも発生しており、「裁判にする」「キャンセルするなら損害金を請求する」など、相談者の不安をあおるようなことを言われたり、「代金は年金から差し引く」と言われた事例もあるようです。

【助言】

- ★一方的に「商品を送る」などと言われても、身に覚えがなければキッパリ断りましょう。
- ★承諾していないのに商品を送りつけられたときは、代金の支払い義務はなく、受け取る必要もありません。（受け取り拒否をしましょう）
- ★利用した覚えのない請求は支払わないで無視しましょう。
- ★断りきれずに承諾し、商品が届いてしまっても、クーリング・オフ制度（無条件で解約できる制度）が適用になる場合があります。

不審な電話や郵便物を受け取った場合は、稚内市消費者センター（電話23-4133）や警察（電話24-0110）までご連絡ください。



北海道警察 ほくとくん防犯メール に登録を！

北海道警察では、悪質商法の発生時や注意喚起などの情報を、リアルタイムにパソコンや携帯電話にメールで配信するサービスを行っています。登録は無料ですので、是非ご活用をお願いします。パソコンや携帯電話に下記アドレスを入力、または右のQRコードを読み取り登録してください。

<http://www.mmg.police.pref.hokkaido.lg.jp/>



相談事例(稚内市消費者センター)

訪問販売

【 相 談 内 容 】

訪問販売で、同居している認知症の祖母がメガネを購入し、その8日後の昨日、私の母がメガネの購入申込書を見つけ、事業者に電話で解約を申し入れた承された。

祖母は昨年2度、今年5月にも同じ事業者からメガネを購入しており、前回購入した時に、母から「もう勧誘をしないでほしい」と事業者に頼んだのにまた家に来た。

日中、家には祖母が一人きりになるので、また勧誘されるのではないかと心配である。何か対処方法はあるのだろうか。

【 対 処 ・ 結 果 】

相談者の母親が、事業者に電話で解約を申し入れているが、念のためクーリング・オフのハガキを出し、二度と勧誘しないでほしいと書き添えるよう助言した。

センターより事業者に架電して解約になっている事は確認できた。

祖母に対しては、家族が今日変わった事はなかったかなど、声かけをして頂きたい。また、契約書などがないか、家の中を気を付けて見てくださいと伝えた。「訪問販売お断り」シールを持っているということなので玄関に貼る事を勧めた。



ワンポイントアドバイス 「お断りシール」を貼っておくと・・・

北海道消費生活条例では、玄関等に「訪問販売お断り」シールを張ることにより、消費者が勧誘拒絶の意思を表示したことになります。この場合、事業者が勧誘を行うと条例に違反することになります。

困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ **無料法律相談の活用を!** ☆☆☆

稚内市は「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

相談時間は午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

事前申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

【実施日】 11月10日 ・ 12月8日 ・ 1月19日

稚内市生活衛生課生活衛生グループ 電話(直通) 23-6497